

寄稿

## 地域共生社会の実現に向けた社会福祉士への期待と課題

－資質の高い社会福祉士の量的拡充を目指して－

厚生労働省 社会・援護局 総務課 地域福祉課 地域共生社会推進室併任  
社会福祉専門官 道念 由紀

### I. はじめに

昭和62年(1987年)5月に「社会福祉士及び介護福祉士法」(以下、「士士法」という。)が可決成立したことにより、社会福祉士は、我が国で初めての社会福祉従事者の国家資格制度として法制化された。翌年度の法の施行を経て、平成元年より開始された社会福祉士国家試験も、今年度の令和6年(2024年)2月には第36回の実施を迎える。この36年の間に社会福祉士有資格者は着実にその数を増やし、令和5年(2023年)9月末現在で、28万7,018人も登録者数を記録するに至った。また、その活躍の領域としても、高齢・障害・児童・生活困窮といった福祉的課題を抱えた対象者別の領域に限らず、医療や教育、司法、行政といった多様な分野において、相談援助を担う実践者として幅広い活躍を見せている。

法の施行以来、社会福祉士の資格制度は、複数回の見直しが行われている。この36年の間に我が国の社会構造や経済状況、人々のライフスタイル等は大きく変動し、それに伴い国民が抱える福祉的ニーズも変化した。士士法の第一条では法の目的として「資格を定めて、その業務の適正を図り、もつて社会福祉の増進に寄与すること」を挙げているが、社会福祉士が国民の福祉ニーズの変化に適確に応え、我が国の社会福祉の増進に寄与するためには、社会福祉士の資格制度自体にも時代状況に見合った見直しが求められたためである。

現在、社会福祉士の資格制度では、平成30年(2018年)3月の社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会の提言などに基づく、養成カリキュラムの改正やそれに対応する国家試験の見直しが行われている。昨年度の第35回社会福祉士国家試験では、合格率が44.2%、合格者数が36,974人となり、いずれも過去最高の値となった。また、合格率の前年度比の上がり幅も、13.1%と過去最大であった。この結果に象徴されるように、現在の社会福祉士の資格制度は、まさに歴史的転換期の渦中にあるといえる。

本稿では、今日の社会福祉士制度に何が生じているのか、現在寄せられている社会的要請や、それに答えるべく行われた制度改革の内容等に関して、説明をしていきたい。また、社会福祉士制度は既に36年余りの歴史を持ち、様々な時代状況の変遷の中で積み重ねられた先人の尽力の上に成り立っているため、現在の制度の位置付けを理解し評価するには過去の経緯を踏まえる必要がある。そこで、まずは今般の改正の前提となっている今日までの歴史を概観した上で、現下行われている見直しの背景や趣旨、内容等を確認し、これからの社会福祉士への期待や課題と考えられる点について論述したい。

### II. 社会福祉士制度の創設から平成19年改正期までの歴史

前節で述べた通り、社会福祉士の資格制度は、法施行以来、時代状況に即した見直しが重ねられてきている。主たる見直しとしては、平成11年(1999年)3月の「福祉専門職の教育課程等に関する検討会報告書」に基づくカリキュラム等の見直し、平成18年(2006年)12月の社会保障審議会福祉部会「介護福祉士制度及び社会福祉士制度の在り方に関する意見」に基づく法改正及びカリキュラム等の見直し、平成30年(2018年)3月社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」に基づくカリキュラム等の見直しの3回が挙げられるだろう。以下本節では、社会福祉士制度の創設から、今般の改正前に行われた2つの改正期に関する歴史の概観として、当時の社会的背景や問題意識、法改正やカリキュラム改正等の具体的な内容等について簡潔に記していく。

まず、士士法の基になったのは、旧厚生省の福祉関係三審議会（中央社会福祉審議会企画分科会、身体障害者福祉審議会企画分科会、中央児童福祉審議会企画分科会）が合体して作られた合同企画分科会における意見具申「福祉関係者の資格制度について」である。合同企画分科会では、昭和25年当時と比べた社会福祉の範囲や、公私の役割分担、国と地方の関係等様々な点の検討が行われたが、そのひとつに、社会福祉従事者の在り方があった。当時は社会福祉従事者の資格というと、社会福祉主事や保母などが、社会福祉の個別立法や政省令などにより定められていたのみであったため、老人介護など増大する福祉ニーズに対しては、両者のみでは対応が不十分であるという認識が広がりつつあった。そうした中で、意見具申では、資格制度の法制化の必要性について、高齢化の進行と国民の生活構造の変化に伴い、高齢者、障害者、児童等の福祉へのニーズが多様化していること、そして、そうした「個々の高齢者等への相談、援助等は、その状況についての客観的な評価に基づく総合的なものでなければならず、そして、多様化している各種サービスの中から必要な福祉サービスが適切に選択される必要がある」ことにより、「専門的知識及び技術をもって相談、指導等に当たる人材の養成が緊急の課題である」こと等を挙げている。その上で、資格法における目的や、「『社会福祉士』（ソーシャルワーカー）」と「『介護福祉士』（ケアワーカー）」の定義等の、基本的な骨格を示している。

このうち例えば定義については、「ソーシャルワーカー」等の括弧書きは消え、代わりに「相談援助」という法令用語を定める等の変更は見られたものの、国家試験の合格と登録を要することや、名称独占の資格とすること等、資格法としての建て付けの大枠はこの意見具申で示された内容を基に作成され、第108回国会に法案として提出された。時の厚生大臣の斎藤十朗は法案の提案理由について、「増大する、老人、身体障害者等に対する介護需要にいかに対応していくかということは、国民生活上の重要な課題になっており」「このため、誰もが安心して、老人、身体障害者等に対する福祉に関する相談や介護を依頼することができる専門的能力を有する人材を養成、確保して、在宅介護の充実強化を図ることとし、この法律案を提出することとした」と述べている。このように、法制度創設時の主たる問題意識は、急速な人口の高齢化等を背景とした、高齢者や身体障害者等に対する介護需要への対応であり、その一環としての福祉に関する相談に応じられる高度な専門人材の養成、確保であった。

法案成立後は、翌年4月の施行に向けて、「社会福祉士・介護福祉士養成施設、試験等検討会」が設置され、指定科目や試験科目、養成施設の指定基準等が検討された。検討会の報告を基に政省令の骨格が築かれ、指定科目としては、演習や実習を含めて十三科目（社会保障論・公的扶助論・地域福祉論と、心理学・社会学・法学はうち1科目の選択制とされた。）が、試験科目としては指定科目のうち演習・実習は除き、社会福祉援助技術は総論と各論を合わせた十三科目が設定された。養成施設も登録が開始されたが、社会福祉士の養成施設は当初少なく、施行初年度の昭和63年度には日本社会事業学校研究科の1校のみであった。

第1回の国家試験は平成元年（1989年）3月に実施され、1033名が受験し、180名が合格した（合格率17.4%）。その後、平成元年度より通信教育も開始され、徐々に受験者数は増加し、法施行から10年目の平成9年には遂に1万人を超え、12,535人が社会福祉士国家試験を受験するまでに至った。

こうした状況下において、平成10年（1998年）9月に「福祉専門職の教育課程等に関する検討会」が設けられ、社会福祉士、介護福祉士、社会福祉主事の3つの作業班に分かれて、福祉専門職の教育課程等が検討された。士士法施行後に行われた大がかりな改正としては、これが初めてであった。翌年3月に出された同検討会の報告書では、社会福祉士教育課程等の見直しが求められる背景として、「介護保険制度の導入や社会福祉基礎構造改革の推進」を挙げたうえで、「社会福祉士には、契約による福祉サービスの利用や在宅での生活支援を視野においた、効果的な相談援助の実施が求められている」とし、これに応じた教育課程の見直しが提言された。具体的には、「平成12年度の介護保険制度の導入に対応し、介護保険制度に関する内容を社会保障論に加え、新たに導入される要介護認定や介護支援サービス等の援助の仕組みに関する内容を老人福祉論及び社会福祉援助技術論に加える」ことや、「社会福祉基礎構造改革において、地域福祉計画を策定することが求められていることから、この計画策定の意義等を地域



福祉論等の内容に加える」こと、そして、「社会福祉施設等だけでなく、在宅での生活全体への援助を行うための相談援助技術を向上させる」等のために「社会福祉援助技術論（講義及び演習）及び実習について、各教科の構成及び時間数を見直す」こと等が見直しの内容として挙げられている。

こうした提言を受け、平成 11 年（1999 年）11 月に発出された通知に示される、授業科目の目標及び内容においては、例えば老人福祉論や社会保障論に「介護保険法」の項目が追加されたり、地域福祉論に「地域福祉計画の意義と内容」の項目が追加されたりした。また、社会福祉援助技術に関連する科目も整理され、特に「実習に係る科目」に関しては新たに告示が発出されて、従来の「社会福祉援助技術現場実習」のほか、「社会福祉援助技術現場実習指導」が定められる等の見直しが行われた。

その後も、社会福祉士国家試験の受験者数は、平成 20 年度まで右肩上がりに上がって行った。平成 20 年度には現時点までで史上最高となる 46,099 人が受験している。それに伴い、社会福祉士の登録者数も大きく増加し、福祉専門職の教育課程等に関する検討会が開催された平成 10 年（1998 年）9 月末には 13,650 人であったものが、その 10 年後の平成 20 年（2008 年）9 月末には初めて 10 万人を越し、108,877 人を記録するという目覚ましい発展を遂げた。

こうした増加傾向の一方で、社会福祉士には、活躍の場の少なさや実践能力の不足といった課題があることが指摘されていた。そこで、平成 18 年（2006 年）9 月より、社会保障審議会福祉部会において、介護福祉士のあり方とともに社会福祉士のあり方に関する議論が行われ、同年 12 月に議論結果の報告となる「介護福祉士制度及び社会福祉士制度の在り方に関する意見」が取りまとめられた。この意見書では、まず社会福祉士を取り巻く状況に関して、法施行後大きく変化してきており、介護保険制度や障害者支援費制度の導入に伴う措置制度から契約制度への転換や、それによる利用者の権利擁護等の重要性の拡大などが見られたことが述べられた。そして、社会福祉士の活躍が期待される分野に関して、平成 17 年（2005 年）の介護保険法改正に伴う地域包括支援センターの創設等に見られるように、地域を基盤とした相談援助や成年後見制度等の新しいサービスの利用支援や、就労支援事業等による障害者の地域生活支援等、様々な拡がりを見せてきていることが確認された。

一方で、社会福祉士の制度や養成における課題としては、社会福祉士の任用や活用が進んでおらず様々な仕組みの受け皿としての機能を果たせていないことや、国家試験の合格率が全体で 3 割と低い水準にあり、大学等や養成施設別にばらつきが見られる状況にあること、実習教育についても社会福祉士として本来求められている技能を習得できる内容になっていないのではないかとといったこと等が指摘された。こうした課題を踏まえ、意見書では養成の在り方を中心にした様々な対応案が提言されており、法改正も視野に入れた制度の見直しが求められた。

このような福祉部会の意見を受け、社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正案が第 166 回国会に提出され、平成 19 年（2007 年）11 月に可決成立した。主な改正点としては、定義規定の見直しとして、他のサービス関係者との連絡・調整を行うことが明確化されたことや、義務規定の見直しとして、「連携」に地域に即した創意と工夫や他のサービス関係者との連携が追加されたことと、「誠実義務」や「資質向上の責務」が新たに規定されたこと、そして、資格取得方法の見直しとして、行政職ルートの受験資格が、従前は児童福祉司等 5 年以上の実務経験により得られていたところ、新たに児童福祉司や社会福祉主事等として 4 年以上の行政経験を持った上で、短期養成施設等において 6 ヶ月以上の養成課程を経ることが求められるようになったこと等が挙げられる。さらに、この法改正時には、先の福祉部会意見書で「専門社会福祉士（仮称）」の検討が提言されたことを受けて、参議院及び衆議院において「より専門的対応ができる人材を育成するため、専門社会福祉士及び専門介護福祉士の仕組みについて早急に検討を行う」よう付帯決議が付された。これを受けて、翌年には公益社団法人日本社会福祉士会（以下、日本社会福祉士会という。）に「専門社会福祉士研究委員会」が設置される等検討が重ねられており、後の認定社会福祉士制度の成立に繋がっている。

また、平成 19 年改正期には、法改正に加えて、先の福祉部会の意見に基づき、教育カリキュラムの改正や、それに伴う国家試験の在り方を見直しも行われた。教育カリキュラムの見直しとしては、まず時間数が、

一般養成施設では従前の 1050 時間から 1200 時間（短期養成施設では 600 時間から 660 時間）へと拡充された。さらに、教育カリキュラムは「総合的かつ包括的な相談援助の理念と方法に関する知識と技術」や「サービスに関する知識」等の 5 つの科目群に分けて構成され、新たな科目の追加や内容の整理等が行われた。例えば、従前は社会福祉援助技術論に含まれていた社会福祉調査に関する内容が、新たに「社会調査の基礎」という科目として独立したり、「保健医療サービス」や「就労支援サービス」等の新たな科目が追加されたりした。また、そうしたサービスに関する知識を扱う科目に関しては、法制度やサービス内容等を中心的な教育内容とする一方、援助論については、従前の社会福祉援助技術論の枠組みの下へと整理され、科目名称も新たに「相談援助の基盤と専門職」や「相談援助の理論と方法」に改められた。さらに、新たに科目省令が定められたことにより、従前は科目名が一致していれば良いとされた福祉系大学等においても、実習や演習に関しては、教育内容や時間数、教員要件等について養成施設と同等の基準を満たさなければならないこととされた。なお、こうした教育カリキュラムの見直しと、併せて行われた諸基準の見直しは、平成 21 年（2009 年）4 月より施行されている。

これらの法改正や教育カリキュラム等の見直しを受け、国家試験に関しても、平成 20 年（2008 年）7 月より「社会福祉士及び介護福祉士国家試験の在り方に関する検討会」が開催され、見直しが行われた。この在り方検討会では、5 回の審議を経て、同年 12 月に報告書「社会福祉士及び介護福祉士国家試験の今後の在り方について～20 回の実績を踏まえた検証と新カリキュラムへの対応～」が取りまとめられている。この報告書では、国家試験の基本的性格を、「基本的な知識及び技術が網羅的に備わっていることを確認・評価するもの」として位置付けるとともに、国家試験には「養成課程における教育内容の標準化を図るとともに、充実を促進する機能も有している」ことが明確にされた。その上で、合格基準や問題数、出題内容や出題形式に関して、基本的な考え方や更なる検討が必要とされる内容等が示された。特に出題内容に関しては、タクソノミーⅠ型のみならず、タクソノミーⅡ型やタクソノミーⅢ型を充実させるようにすること等が述べられた。なお、平成 20 年の「社会福祉士及び介護福祉士国家試験の在り方に関する検討会」の報告に基づき見直された新試験は、平成 21 年度より実施されており、今年度の令和 5 年度まで行われることとなっている。

以上本節で見てきたように、社会福祉士制度の創設から平成 19 年の士法改正等が行われた改正期までには、その問題意識として、高齢化社会の急速な進展に伴う介護需要の増大に対応するための専門人材の確保や、介護保険制度や障害者支援費制度等の導入により、措置制度から契約制度へとサービス利用の構造が大きく転換したことに伴う、専門職人材としての業務の適正化といった側面が存在した。また、利用者の在宅生活への援助という点に関しては、創設当初より「在宅介護の充実強化」（昭和 62 年）、「在宅での生活支援」（平成 11 年）等が必要であることが意識されており、さらに平成 19 年改正期においては、利用者の尊厳ある自立生活のために、福祉サービスのほか「関連する諸サービスと有機的な連携を持って、総合的かつ包括的に援助していくこと」としてジェネラリストの養成が重視されるようになった。

### Ⅲ. 今般の改正の趣旨と内容

そのような経過を辿った上で、今般の改正においては「地域共生社会」というキーワードが登場し、サービスの利用対象となる利用者以外にも、制度の狭間においてサービスが利用できない対象者や、自ら制度にアプローチすることが困難な対象者、複合化・複雑化した課題を抱える世帯全体等に対して支援を行うことに加えて、そうした様々な対象者への包括的支援を、社会福祉士が直接提供するだけでなく、地域住民等が共に行うことができる体制を地域に構築していくことが重視されるようになったという点が、これまでとの大きな違いである。この「地域共生社会」を巡る政策議論は、平成 27 年（2015 年）9 月の「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討 PT」の報告である「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」を皮切りとしており、その後、平成 28 年（2016 年）6 月には、閣議決定である「ニッポン一億総活躍プラン」に「地域共生社会の実現」が盛り込まれた。これを受け、平成 28 年（2016 年）12 月より行われた社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会における社会福祉士制度の見直しの議



論においても、地域共生社会の実現を推進する専門職人材としての見直しが、目指すべき方向性として掲げられたのである。

専門人材委員会の議論は、平成30年（2018年）3月に報告書「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」として取りまとめられている。ここでは、前回の福祉部会の意見書と同様に、まず社会福祉士の現状や社会福祉士を取り巻く状況の変化が確認された上で、今後の社会福祉士が担うべき役割や、対応の方向性等が述べられている。まず現状に関しては、社会福祉士の活躍の場が、教育や司法等の多様な分野へ広がってきていることが確認され、それに続き、社会福祉士を取り巻く状況の変化として、少子高齢化の進展に加えて社会・地域・人々の意識の変化といった内容を挙げ、「こうした社会状況の変化により、既存の制度では対応が難しい様々な課題が顕在化しつつある」ことに焦点が向けられた。この「既存の制度では対応が難しい様々な課題」については、「制度が対象としていない生活課題への対応や複合的な課題を抱える世帯への対応、外部からは見えづらい個人や世帯が内在的に抱えている課題への対応など」が例示として挙げられている。そして、こうした課題に対応するため、社会福祉士に期待される役割や発揮が求められるソーシャルワークの機能を、ニッポン一億総活躍プランで地域共生社会の実現に向けて掲げられた対応の方向性にならい、「①複合化・複雑化した課題を受け止める多機関の協働による包括的な相談支援体制や、②地域住民等が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制の構築」という2つに分けて整理し、そうした機能を発揮できる実践能力を習得するための養成カリキュラムの見直しをはじめとした具体的な対応策を各論として提言している。この提言を受けて、平成30年（2018年）8月より「社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しに関する作業チーム」が設けられ、平成31年（2019年）3月まで社会福祉士のカリキュラム内容等の見直しが議論された。

その後、平成31年（2019年）4月から令和元年（2019年）6月までは、精神保健福祉士カリキュラムの改正内容との調整が行われた。社会福祉士と精神保健福祉士が同時にカリキュラム等の見直しを行うのは、過去初めてのことであった。調整を経て、6月28日に社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室よりカリキュラム案が公表され、その後パブリックコメントの手続き等を経て幾つかの修正が加えられた上で、令和2年（2020年）3月6日にカリキュラムの確定版や、それを踏まえた省令・告示・通知等の見直し内容が公表された。これらの教育内容等の見直しは、福祉系大学等や修業後に実務経験年数を要する福祉系短大等においては令和3年度より、一般養成施設においては令和6年度より順次導入が行われている。

今般の教育内容等の見直しにおける主な事項としては、第一に、養成カリキュラムの内容の充実として、地域共生社会に関する科目である「地域福祉と包括的支援体制」が、従来の「地域福祉の理論と方法」と「福祉行財政と福祉計画」の科目を基礎として創設された。さらに、「相談援助」に関する科目の名称も、作業チームの議論を踏まえ「ソーシャルワーク」に全て変更され、その教育内容も他科目の講義内容を含めた「講義—演習—実習」の学習循環や、精神保健福祉士との共通性や専門性を踏まえた整理が行われ、再構築が行われた。さらに、司法分野等でも社会福祉士の活躍の場が広がってきていることを踏まえ、従来の「更生保護制度」（15時間）から「刑事司法と福祉」（30時間）へと時間数を倍増した見直しを行ったほか、法施行時より取り入れられていた一部の指定科目における選択科目制を取りやめ、全ての科目の履修を必修化した。

第二に、実習及び演習の充実として、実習に関しては時間数が従来の180時間から240時間に60時間拡充された。また時間数の拡充とともに、地域共生社会が求められる背景として複雑化・多様化した課題を抱える個人や世帯の存在等があり、その支援を行うためには単一の領域に特化した専門知識だけではなく、複数の領域にまたがる領域横断的な知識や、制度横断的な課題対応力が求められることから、単一の実習施設ではなく、機能の異なる2つ以上の実習施設において実習を行うこととされた（なお、この「機能の異なる2つ以上の実習施設」の解釈については、見直しに係るQ&Aにおいて示されている）。加えて、「相談援助業務の一連の過程を網羅的かつ集中的に学習できるよう、1の実習施設において180時間以上行うことを基本とすること」という規定については、従前の120時間を180時間とした上でそ

の枠組みを引き継ぎ、さらに「180 時間以上の実習を行う機関・事業所においては、相談援助業務の一連の過程の学習に加え、複数の機関・事業所や地域との関係性を含めた包括的な支援について学習すること」として、個別のクライアントに対する援助過程だけではなく、地域における包括的支援についても実習を通じて実践的に学べるよう新たな規定が設けられた。その上で、福祉士の中でダブルライセンスやトリプルライセンスの取得を目指す者に対して、その学習負担を軽減するため、従来は社会福祉士からの一方通行であった実習時間の免除を、精神保健福祉士や介護福祉士の実習を履修した者が社会福祉士の実習を履修する場合においても適用することとし、60 時間を上限に実習を免除することとした。

第三に、第二の見直し内容により、これまでより多くの実習施設が求められると考えられることから、実習施設の範囲の拡充として、社会福祉士国家試験の受験資格に係る実務経験として認められる施設等の範囲と実習施設の範囲を同等にする等の措置により、都道府県社会福祉協議会等を実習施設に加え、より多くの施設で実習が行えるようにした。この、同等にする措置とは、通知「社会福祉士養成課程における相談援助実習を行う実習施設等の範囲について」の中に、新たに「『指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について』（昭和 63 年 2 月 12 日社庶第 29 号厚生省社会局長・児童家庭局長通知）別添 1 の 2 において掲げる施設」を加えることにより、両者の関連性を持たせたということである。なお、この業務範囲通知は他の福祉諸施策の改正の動き等を踏まえて例年改正が行われており、実習施設等も業務範囲通知の改正に基づき随時対象施設の拡充が行われる可能性がある。

最後に、第四として、精神保健福祉士養成課程の教育内容との共通科目の拡充が行われており、従来の 11 科目 420 時間から、13 科目 510 時間へと科目数・時間数が拡充された。これは社会福祉士と精神保健福祉士の両方の資格取得を目指す学生にとって、養成課程における学習に係る負担を軽減するものである。それに加えて、平成 15 年度より国家試験において一部免除の仕組みが導入されているため、学生が国家試験を受験する際の負担も軽減されるものと考えられる。

こうした教育内容等の見直しに伴い、教員や実習指導者に対する講習会も見直しが必要とされるため、令和元年度と令和 2 年度の社会福祉推進事業（厚生労働省生活困窮者就労準備支援事業費等補助金）において、「社会福祉士養成課程の見直しを踏まえた教育内容及び教育体制等に関する調査研究事業」（令和元年度）、「新たな社会福祉士養成カリキュラムにおける教員研修のあり方に関する調査研究事業」（令和 2 年度）（ともに一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟（以下、日本ソーシャルワーク教育学校連盟という。）受託）が行われた。さらに、既に資格を取得している社会福祉士有資格者に対しても、時代状況に応じた知識や技術のブラッシュアップを図る仕組みが必要であるため、同じく社会福祉推進事業において、「現任社会福祉士に対する実践力向上のための育成等に関する調査研究事業」（令和元年度）、「地域共生社会の実現に向けた現任社会福祉士の研修プログラムの開発と、スーパービジョンの実態把握に関する調査研究事業」（令和 2 年度）、「地域共生社会で活躍できる社会福祉士の育成・強化に関する調査研究事業」（令和 3 年度）（いずれも日本社会福祉士会受託）が行われた。なお、この現任者研修に関しては、社会福祉推進事業の成果をもとに日本社会福祉士会や都道府県社会福祉士会等団体において、「地域共生社会の実現に向けたソーシャルワーク実践力養成研修」として今後も随時開催が行われる予定である。

さらに、令和 6 年度に実施される第 37 回社会福祉士国家試験より、新たなカリキュラムに基づく出題内容に切り替えられる予定であることを踏まえ、令和 3 年（2021 年）7 月より社会・援護局長の検討会として「社会福祉士国家試験の在り方に関する検討会」が設置され、6 回に渡る審議が重ねられた。この検討会では、昨今の情報公開の流れに鑑み、各回の議事概要を随時公開するとともに、職能団体である日本社会福祉士会、養成団体である日本ソーシャルワーク教育学校連盟、全国社会福祉協議会といった関係団体のほか、地域共生社会の実現に向けて地方自治体等において先駆的取り組みを行っている関係者に意見聴取を行ったうえで、議論が進められた。検討会の報告書は、令和 4 年（2022 年）1 月に公



表されている。その内容としては、まず国家試験の基本的性格として、前回の平成20年の在り方検討会の報告書と同様に、「資格取得時点において基本的な知識及び技能が備わっていることを確認・評価するもの」であり、「養成課程における教育内容の標準化や充実を促進する機能も有している」ことが確認された。その上で、新たに、社会福祉士の活躍の場の拡がりや、地域共生社会の実現に向けて領域・制度横断的な理解や対応力が求められているという現在の状況を鑑み、「いかなる分野に就労したとしても、ソーシャルワーク専門職として必要不可欠な基本的な知識及び技能が備わっていることを確認・評価するものである」という文言が付け加えられた。

さらに、出題内容や出題形式に関しては、まず、社会福祉士の「新卒の受験者の合格率が、他の資格試験と比較して低すぎるのではないか」と課題が指摘された上で、「出題内容と履修内容にミスマッチがあるのであれば、その解消が必要である」と提起された。これについては、対応策として「福祉系大学等において履修した基本的な知識を問う問題が適切に出題されるよう、出題内容を十分に検討することが望ましい」と提言されている。さらに「地域共生社会の実現に向けて、複雑化・複合化した問題や地域の課題に対応できるよう、単純な知識の想起によって解答できる問題は減らし、知識の応用として、実践現場で求められる解釈力や判断力を評価できる事例問題などの出題を増やすべきである」として、単に基本的な知識を理解しているかということのみならず、その基本的知識を事例に応じて活用し、応用することができるかどうかを確認・評価することが必要であるとされた。具体的には、平成20年の報告書におけるタクソノミー概念の活用が引き継がれた上で、より詳細に「単純な知識の想起で解答できるタクソノミーⅠ型の問題だけではなく、状況を理解・解釈して解答するタクソノミーⅡ型、理解している知識を応用して問題解決方針を判断し解答するタクソノミーⅢ型の問題を充実させて出題する必要がある」として、新たにタクソノミー概念を踏まえた作問の考え方が示された。加えて、総問題数に関しては、養成カリキュラムの見直しにより実習時間数が増えた一方、試験科目に係る時間数の合計は縮減されたこと等により、減問することが望ましいとされた。

その後、こうした在り方検討会の提言を踏まえて、指定試験機関である公益財団法人社会福祉振興・試験センター（以下、試験センターという。）より、令和5年（2023年）7月に「令和6年度（第37回試験）から適用する社会福祉士国家試験出題基準（予定版）」が公表され、その参考資料として、出題数を129問とすることや、科目別出題数、科目群の構成等が示されている。出題数の変更に関しては、平成5年度より従前の170問から150問に減問されて以来の減問となる。また、0点科目の仕組みに関しては、平成14年度より合格基準の公表とともに導入されたものであるが、現行の試験制度では一部の科目（就労支援サービスと更生保護制度）を除き、1科目ごとに科目群が設けられていたところである。これを新たな試験においては、科目ごとの出題数が減ったことにより0点科目による過度な影響が発生しないよう、カリキュラム改正時に示された「見直し後の社会福祉士養成課程の全体像」に沿って、共通科目と専門科目を分けた上で3～4科目を1科目群として再構成することとされている。また、合格基準に関しては、「問題の総得点の60％程度を基準として、問題の難易度で補正した点数以上の得点の者」という基準が、引き継がれる予定である。

また、時系列がやや前後するが、令和4年（2022年）1月に在り方検討会の報告書が公表されたことを踏まえ、同年4月に厚生労働省社会・援護局長より試験センター理事長に宛てて、通知「『社会福祉士国家試験の在り方に関する検討会』報告書を踏まえた今後の社会福祉士国家試験の実施について」（社援発0425第1号）（以下、社会・援護局長通知という。）が発出された。その内容としては、いまや地域共生社会の実現は我が国の喫緊の課題であり、そのための人材政策の一環として、ソーシャルワーク専門職である「社会福祉士の質的量的拡充に向けて早期に対応を図る」ことが必要であることから、新試験開始前の「令和4、5年度の国家試験においても、本報告書の内容を考慮し、段階的な移行に努めていただくようお願いする」というものである。これを受けて、同月、試験センターのホームページ上に「社会福祉振興・試験センターにおいては、令和4年度から厚生労働省の通知を踏まえ、基本的な知識を問う問題を増やす等の対応を行なって」いく旨が公表されている。

こうした一連の流れを受け、令和4年度に実施された第35回国家試験においては、合格率が44.2%、合格者数が16,338人と大きく躍進したところである。なお、令和5年度に実施される第36回国家試験においても、社会・援護局長通知を踏まえ、試験センターにおいて、引続き段階的移行の取組みが行われている。

本節で見てきた通り、今般の改正では、国の政策課題である「地域共生社会の実現」に向けて、多様化・複雑化・複合化した課題を抱える個人や世帯に対して領域・制度横断的な相談援助を行うことに加えて、地域の包括的な支援体制の構築に向けて、地域住民等が主体的に活動できるようソーシャルワーク専門職として援助するということが、主たる問題意識が存在したものと捉えられる。それを踏まえて、教育カリキュラムや国家試験の見直しが行われており、社会福祉士の質的・量的拡充が推進されている。こうした展開はこれまでに例を見ないものであり、社会福祉士の資格制度の歴史において、現在はひとつの大きな転換期を迎えていると考えられるのではないだろうか。

#### IV. これからの社会福祉士への期待と課題

ここまで、社会福祉士制度の歴史の概観と、直近の制度改革の内容の説明を行ってきた。それを踏まえ、本節では、これからの社会福祉士に対する期待と、今後この潮目を経て社会福祉士がより一層活躍するために対応が必要だと考えられる課題に関して私見を述べたい。

これまで見てきた通り、社会福祉士は「ソーシャルワーカー」の資格として誕生し、平成30年（2018年）の福祉人材確保専門委員会の報告書以降、「ソーシャルワーク専門職」であることが行政文書等においても明示されてきた。社会福祉士の有資格者の多くは自らの専門職性を「ソーシャルワーカー」ないしは「ケースワーカー」等として、認知されているのではないだろうか。一方で、地域共生社会の実現に伴う一連の政策が進められる中で、まさにこの「ソーシャルワーカー」の存在が重要性を増してきている。昨年の令和4年（2022年）12月に公表された「全世代型社会保障構築会議報告書」では、各分野における改革の方向性のひとつに「『地域共生社会』の実現」を掲げ、それに向けて取り組むべき課題として、「①一人ひとりに寄り添う支援とつながりの創出」を挙げた上で、「重層的支援体制の整備」とともに「ソーシャルワーカー等の確保・育成」が必要だと提起している。この「重層的支援体制の整備」に関しては、令和2年（2020年）6月に成立した「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」において、重層的支援体制整備事業が新たに法定化されており、さらに同法案の参議院厚生労働委員会による付帯決議においては「重層的支援体制整備事業を実施するに当たっては、社会福祉士や精神保健福祉士が活用されるよう努めること」と言及されている。こうした流れに見られる通り、同事業の実施に加え、地域における包括的支援体制や重層的支援体制の整備に向けて、社会福祉士の活躍が期待されていることは言を俟たない。さらに、「ソーシャルワーカー等の確保・育成」に関しても、社会福祉士の英訳は“Certified Social Worker”であり、ソーシャルワークの知識と技術を身に付け、国家試験をパスしてライセンスを取得したソーシャルワーク専門職である社会福祉士こそが、その主戦力として力量を発揮する必要があるものと思われる。

こうしたソーシャルワーカーとしての活躍においては、これまで社会福祉士が得意としてきたミクロな領域における実践だけでなく、地域を対象としたメゾ、マクロな領域における実践力が必要とされてくる。しかしながら、平成30年度の社会福祉推進事業「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士のソーシャルワーク機能の実態把握と課題分析に関する調査研究事業」（日本社会福祉士会受託）では、ミクロ、メゾ、マクロと領域を広げるほど、ソーシャルワークの機能を発揮する機会や、その知識や技術を有すると考えている割合が低下することが確認されている。しかし、同時に、過去1年間にスーパービジョンを受けた実績がある場合のほうが、メゾ、マクロレベルにおけるソーシャルワーク機能の発揮に必要な知識・技術を有すると回答する割合が高まっており、スーパービジョンの有益性が示唆されている。地域共生社会の実現に向けて、所属機関の内側に留まらず地域に出たソーシャルワーク実践が求められる中で、ミクロ領域に限らず、メゾ領域等での実践を行う上での知識や技術の獲得が、今後の社



会福祉士にとって課題となってくるものと考えられる。そのため、前節で述べた都道府県社会福祉士会等による「地域共生社会の実現に向けたソーシャルワーク実践力養成研修」や、スーパービジョンの機会等を積極的に活用した、有資格者自身による自己研鑽への取り組みにも期待を寄せたい。

次に、これは有資格者個人というよりは、職能団体や養成団体等各種団体に寄せる期待であるが、社会福祉士の実践の有効性や養成教育の効果、資格制度の歴史の中での実践力や学力（ラーニング・アウトカム）の向上に関する、エビデンスの作成や成果の「見える化」が、今後はより一層求められてくるのではないかと考えている。初代人材室長の宇野裕は、その著書において、「アイデンティティーが不鮮明な社会福祉士」「社会福祉士が国民に何をしてくれるのかについてのアイデンティフィケーションというか、プレゼンテーションというか、そういったことが不足している」と述べているが、その要因のひとつは、社会福祉士が自らの実践等の有用性を、第三者に了解可能な形で示せていないことに起因するのではないだろうか。平成 18 年（2006 年）の福祉部会で指摘された「活躍の場の少なさ」という課題は、現在においても完全に解消されたとは考えにくく、ソーシャルワークに対する潜在的需要は増加が認められる一方、社会福祉士がそれに対応して活躍するための具体的な方途はより一層の検討が必要だと思われる。例えば、社会福祉士の就労を促進する策として待遇向上の施策の検討等も考えられるが、そうした取り組みにはまず、社会福祉士の実践の有効性をしっかりと示すことが求められる。例えば、令和 4 年度老人保健健康増進等事業（老人保健事業推進費等補助金）における「介護保険施設における社会福祉士の活用状況と有効性に関する調査研究事業」（日本社会福祉士会受託）では、介護老人保健施設に対する量的調査（悉皆調査）等を行い、社会福祉士の活用状況に関する実態把握と有効性の検証を試みた結果、介護老人保健施設の主たる機能や役割である「在宅復帰支援」と「在宅療養支援」に社会福祉士が貢献していると示唆されたことが明らかにされた。今後はこうした取り組みを更に進め、社会福祉士の有効性を科学的に立証した上で、専門職人材を有効に活用するための政策への提言や働きかけ等を行うことが必要とされるだろう。

また、ソーシャルワークに関する需要の測量に関しても、現在は地域生活における関係性の希薄化等の社会的問題の所在から理屈上その必要性が認識されているが、数量としてどの程度、ソーシャルワークやソーシャルワーカーが必要とされているか等の評価は行われていない。そのため、令和 5 年度の社会福祉推進事業においては、「自治体等における社会福祉士等福祉専門職の活用状況に関する調査研究事業」（日本社会福祉士会受託）が実施され、将来必要とされることが見込まれる社会福祉士等ソーシャルワーク専門職の将来推計に関する検討が行われているところである。こうした取り組みのように、今後は社会福祉士や社会福祉士が専門職として行うソーシャルワークが、どの程度必要とされており、社会福祉士が質的量的にどのようにそれに応えることができるのかといった、需要と供給に関するエビデンスの作成が待たれるところである。

さらに、各種領域においてデジタル技術を活用した取り組みが期待される中で、今後の社会福祉士ないしソーシャルワークの実践においても、デジタル化をどう捉えどう対応していくのかの検討が課題となるものと考えられる。デジタル化の推進に関しては、2019 年度に新型コロナウイルスが発生したことに伴い、社会福祉推進事業を用いて、養成教育の領域では、令和 3 年度に「感染症の拡大や災害発生時における、持続的な社会福祉士養成教育の在り方に関する調査研究事業」（日本ソーシャルワーク教育学校連盟受託）、実践の領域では令和 4 年度に「ソーシャルワーク実践におけるデジタル技術の活用促進に関する調査研究事業」（日本社会福祉士会受託）が行われている。特に養成教育に関しては、平成 30 年（2018 年）の福祉人材専門委員会の報告において、「社会福祉士の地域貢献や地方創生を視野に入れ、中山間地域や離島といった人材の確保や育成が困難な地域において、（中略）包括的な支援の実践を学ぶ実習にモデル的に取り組んでいる例」や「先進的な取組を行っている地域の実習施設での実習や、卒業後の U ターン就職を見据えた出身地（地元）の実習施設での実習など」を挙げた上で、そうした遠隔地における実習指導が可能となるよう、「対面による実習指導と同等に行える ICT 等を活用した指導」の検討の必要性が提言されていた。それを踏まえ、令和 4 年度に「平常時の社会福祉士養成課程における ICT 活用方

法の検証に関する調査研究事業」(日本ソーシャルワーク教育学校連盟受託)が行われ、ICTを活用した実習指導等を行う際のガイドラインを含めた成果が取りまとめられており、これを踏まえて2023年9月現在、実習指導に関する通知の改正等が検討されているところである。

これまで、社会福祉士の行うソーシャルワーク実践は、電話での相談援助等も行われた一方、基本的には対面方式で進められてきており、実際にクライアントや家族等と同じ空間の中で対面するからこそ、援助関係の樹立に必要なラポールを形成し、ノンバーバルな側面を含めた情報を察知して相談援助を行ってきたという側面がある。そうした中で、様々な領域におけるソーシャルワーク実践において、デジタル技術がどのような場面でどの程度活用が可能なのかに関しては、ソーシャルワークの特性を考慮しながら、今後より詳細な議論を行っていくことが必要とされるだろう。

以上、社会福祉士がソーシャルワーク専門職として、メゾ、マクロ領域における対応力を身に付けることや、自らの実践の有効性や養成教育の成果等を可視化すること、デジタル技術に対応した教育や実践の考え方・行い方を検討すること等の、期待や課題は、概ね社会福祉士の質的側面の拡充に繋がるものと捉えられる。一方、量的拡充に関しても対応が求められているが、まずその前提として、社会福祉士の資格取得希望者が、今、大きく減少してきているという危機的な状況にあることを我々は認識しなければならない。

平成20年度以降平成28年度までは、社会福祉士の受験者数は4万3千人台から4万6千人台で上下しながらもほぼ横ばいであった。それが、平成28年度以降令和3年度までは右肩下がりとなっており、平成28年度の45,849人から、令和3年度の34,563人まで、5年間で受験者数が1万人以上減少している。かつて、国家試験が開始されてから、受験者数が1万人を越すまでには10年の歳月が要されたが、その半分の年数で、同じだけの受験者数が失われたわけである。22歳以上人口の自然減による影響や、新型コロナウイルス発生に伴う影響等も推測されるが、継続的に一定の速度で減少傾向が見られていることを踏まえると、将来的に持続可能な資格制度作りに向けた構造的な対応が要されていることには疑いの余地がないだろう。なお、直近の令和4年度の受験者数については、新型コロナウイルスの予防対策と社会経済活動の両立が模索され、行動制限が緩和されたこと等に伴ってか、前年度よりも2千人余りの増加が見られている。

また、指定科目等を履修する福祉系大学等や社会福祉士指定養成施設の学校数等に関しても、平成23年度以降令和5年度現在までで、社会福祉士指定養成施設はほぼ横ばいである一方、福祉系大学等に関しては概ね減少傾向が認められている(なお、ここでいう福祉系大学等とは、地方厚生(支)局長に確認手続きを行った科目確認大学等を指す)。平成23年度と令和5年度の福祉系大学等の学校数と定員数を比べると、学校数が約15%、定員数が約12%減少している。なお、士法第7条第9号の受験資格ルートとなる社会福祉主事養成機関に関しても同様に減少傾向が見られており、同期間の比較で施設数は約51%、定員数は約15%の減少となっている。これに加えて、定員の充足率に関しても、近年は低下が指摘されており、令和5年度の世界福祉推進事業「社会福祉士学校養成所の既卒者に対する国家資格取得支援の在り方に関する調査研究事業」(日本ソーシャルワーク教育学校連盟受託)の中でその実態が調査されているところである。

こうした状況下において、社会福祉士の量的拡充が目指される中で、改めて強調しておきたいのは、それが単なる量的拡充ではなく、「資質の高い社会福祉士の量的拡充」である点である。そのため、国家試験の見直しにおいても、合格水準を切り下げるのではなく、「履修内容と出題内容のミスマッチ」という課題を克服した良問の作成や、識別力の高い基本的な知識を問う問題の増問等に向けて、試験関係者において大変な尽力が行われているところである。それに加えて、福祉系大学や養成施設等の教育機関においても、カリキュラムの見直し等に応じて、より良い教育に向けた模索が重ねられており、社会福祉を学ぶ学生の知識や技術は向上しているのではないかという指摘もある。

そうした学力向上の可視化に関しては、今後、別途何らかの調査研究事業が待たれるところではあるが、その一方で、社会福祉士の国家試験が、この度「いかなる分野に就労したとしても、ソーシャルワーク



専門職として必要不可欠な基本的な知識及び技能が備わっていることを確認・評価するものである」と述べられたことに伴い、反対に、特定の実践分野において必要とされるより詳細な知識に関しては、資格取得後の継続的な学習が重要となることが、浮かび上がったと言える。この資格取得後の学習の方法としては、職場における OJT や職場外の OFF-JT のほか、日本社会福祉士会等職能団体において行われる実践者向けの研修や生涯研修等の取り組み及び認定社会福祉士制度の活用等に加えて、一部の福祉系大学等で先駆的に取り組まれている卒後の学習の機会の提供などには、今後一層の期待が寄せられ、その重要性は更に高まったものと考えられるだろう。

## V. おわりに

以上、本稿においては、社会福祉士制度の創設から今日に至るまでの歴史の概略と、今般の改正の趣旨や内容、それを踏まえて今後の社会福祉士に寄せられる期待や課題等に関して論述してきた。現在、我が国は、人口の高齢化や少子化に伴う人口減少、社会経済活動等の担い手不足、世帯の小規模化、地縁・血縁・社縁等の人々のつながりの希薄化、未婚化等の人々のライフスタイルの変化といったことが進む一方、従来縦割りの制度では対応が困難な多様化・複雑化・複合化した福祉ニーズを抱えた世帯の増加等の問題が、顕在化してきている。特に地方においては、10年後、20年後といった遠くない未来に生じる人口の大幅な減少にどのように対応し、人々の暮らしを守っていくのか等が、差し迫った課題となってきた。

そうした中で、人間のバイオ・サイコ・ソーシャルな側面に関する基本的知識を持ち、人権擁護や自己決定の尊重等のソーシャルワークの価値や理念を理解した上で、様々な援助技法に関する理論的知識と技法の体得をしており、さらに児童、高齢、障害、生活困窮、保健医療等の諸分野における法制度や支援の実際、地域住民とともに地域の包括的支援体制を築くための地域福祉の基礎理論や行財政の知識など、幅広い技能を備える社会福祉士には、多様な実践現場における多くの活躍がかつてないほどに期待されているのである。まさに、今、我が国の社会は、時代は、ソーシャルワーカーを、そしてソーシャルワーク専門職である社会福祉士を求めているとあって過言ではない。

日本社会福祉士会は、社会福祉士有資格者が誕生してからおよそ4年後の平成5年（1993年）1月に結成されている。その設立宣言は名文と名高く、今以て多くの人々の記憶に受け継がれているが、その冒頭は以下のように始まる。

「新しい時代は、新しい人を必要とする。今日わが国は、新しい価値基準を求めて流動化している国際社会の中で、国民がかつて経験したことのない不確実な時代と社会に突入し、次のあるべき社会の姿を模索している。」

「地域共生社会」とは、現在、我が国がこの危機的状況を乗り越えるために目指している社会像であり、「次のあるべき社会の姿」だと言える。設立宣言が出されてから30年余りが経ち、社会福祉士が相談援助を行うこの日本社会も、社会福祉士の資格制度自体も、幾つもの大きな変化の波を乗り越えてきている。すなわち、「新しい時代」が、再び訪れているのである。この、地域共生社会の実現を目指すという新しい時代において、社会福祉士もまた「新しい人」となり、これまで先人が我が国の社会福祉の増進のために努力を重ねてきたその姿に続き、社会の求める質の高い実践を行っていく必要があるのではないだろうか。

社会福祉士有資格者の皆様におかれては、今般の改正が行われた背景や趣旨をご理解頂き、引き続き多様な実践分野におけるご尽力をお願いしたい。最後に以上のような期待とお願いを述べた上で、本稿の結びとする。

（本稿は2023年9月に執筆したものである。）

## 【参考文献】

- ・中央社会福祉審議会等福祉関係三審議会の合同企画分科会（1987）「福祉関係者の資格制度について（意見具申）」
- ・社会福祉士・介護福祉士養成施設、試験等検討会（1987）「社会福祉士・介護福祉士養成施設、試験等検討会報告書」
- ・福祉専門職の教育課程等に関する検討会（1999）「福祉専門職の教育課程等に関する検討会報告書」
- ・社会保障審議会福祉部会（2006）「介護福祉士制度及び社会福祉士制度の在り方に関する意見」
- ・厚生労働省社会・援護局（2007）「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案について」
- ・厚生労働省社会・援護局（2008）「平成 19 年度社会福祉士及び介護福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて」
- ・社会福祉士及び介護福祉士国家試験の在り方に関する検討会（2008）「社会福祉士及び介護福祉士国家試験の今後の在り方について～20 回の実績を踏まえた検証と新カリキュラムへの対応～」
- ・社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会（2018）「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」
- ・厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室（2019）「社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて」
- ・社会福祉士国家試験の在り方に関する検討会(2022)「社会福祉士国家試験の今後の在り方について～『地域共生社会』の実現を推進するソーシャルワーク専門職の拡充に向けて～」
- ・全世代型社会保障構築会議（2022）「全世代型社会保障構築会議報告書～全世代で支え合い、人口減少・超高齢社会の課題を克服する～」
- ・宇野裕（1995）『職業としての福祉 21 世紀の福祉マンパワーを求めて』中央法規
- ・京極高宣（1992）『日本の福祉士制度 日本ソーシャルワーク史序説』中央法規





## ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について（概要）

平成30年3月27日 社会保険審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会

○ 社会福祉士は、高齢者支援、障害児者支援、子ども、子育て支援、生活困窮者支援等の幅広い分野で活用されている。また、社会保険分野のみならず、教育や司法などの分野においてもその活用が期待されている。

※ 社会福祉士の勤務先は、高齢福祉関係：43.7%、障害福祉関係：17.3%、医療関係：14.7%、地域福祉関係：7.4%、児童・母子福祉関係：4.8%となっている。

※ スクールソーシャルワーカーの約半数が社会福祉士の有資格者であり、補正施設においても社会福祉士の配置が増え続けている。

○ 少子高齢化の進展など、社会経済状況の変化によるニーズの多様化・複雑化に伴い、既存の制度では対応が難しい様々な課題が顕在化している。また、子ども、高齢者、障害者など全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指しており、社会福祉士には、ソーシャルワークの機能を発揮し、制度横断的な課題への対応や必要な社会資源の開発といった役割を担うことができる実践能力を身につけることが求められている。

○ 地域共生社会の実現に向けた各地の取組には、社会福祉士が中心となり、地域住民等と協働して地域のニーズを把握し、多職種・多機関との連携を図りながら問題解決に取り組んでいる事例などがある。地域の様々な主体と連携した取組が必要となる中で、社会福祉士には、地域住民の活動支援や関係者との連絡調整などの役割を果たすことが求められている。

### 各論

#### 社会福祉士養成課程におけるカリキュラムの見直し

○ 複合化・複雑化した個人や世帯への対応のほか、地域共生社会の実現に向け、ソーシャルワークの機能を発揮できる社会福祉士を養成するため、養成カリキュラムの内容や実習及び演習を充実。

#### 地域全体での社会福祉士育成のための取組の推進

○ 職能団体や養成団体だけでなく、行政や地域住民等の地域の様々な関係者とともに連携・協働して、学び合いや活動の機会を設けることにより、地域でソーシャルワークの機能が発揮される取組を推進。

#### 社会福祉士の役割等に関する理解の促進

○ 社会福祉士による地域共生社会の実現に向けた活動状況等を把握し、社会福祉士が果たしている役割や成果の「見える化」を図り、国民や関係者の理解を促進。

## 社会福祉士養成課程の教育内容等の見直し（概要）

### 見直しの背景

○ 平成30年3月にとりまとめられた、社会保険審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会報告書「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について（以下「報告書」という。）」を踏まえ、今後、地域共生社会の実現を推進し、新たな福祉ニーズに対応するため、ソーシャルワークの専門職としての役割を担って行ける実践能力を有する社会福祉士を養成する必要があることから、教育内容等を見直すため、各分野の専門有識者及び実践者からなる「作業チーム」を設置。

### 「報告書」掲げ

○ 地域共生社会の実現を推進し、新たな福祉ニーズに対応するためには、これらのソーシャルワーク機能（※1）の発揮が必要であり、ソーシャルワークの専門職である社会福祉士が、その役割を担って行けるような実践能力を習得する必要があることから、現行のカリキュラムを見直し、内容の充実を図っていく必要がある。

※1 これらのソーシャルワーク機能  
○ 複合化・複雑化した課題を乗り越え、多機関の協働による包括的な相談支援体制を構築するために求められるソーシャルワークの機能  
○ 地域住民等が主体的に地域課題を把握し、解決を促すためのソーシャルワークの機能

○ 社会福祉士の実践能力を高めるためには、カリキュラムの見直しの中で、実践能力を養ったための機会である実習や演習を充実させるとともに、教員が新カリキュラムを展開していくための研修や教員・実習指導者の要件等について検討する必要がある。

### 見直しの方向性

○ 「報告書」及び平成18年度カリキュラム改正以降の社会状況の変化や法制度の創設等を踏まえ、ソーシャルワーク機能を発揮できる実践能力の習得が図られるよう、以下の点について、教育内容の見直しを行った。

- 1 養成カリキュラムの内容の充実
- 2 実習及び演習の充実
- 3 実習施設の範囲の見直し 等

### 教育内容の見直しのスケジュール

○ 2019（令和元）年度から周知を行う。2021（令和3）年度より順次導入を想定。

## ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる実践能力

社会福祉士には、養成カリキュラムにおいて獲得した知識・知能・技術を経営的に実践し、ソーシャルワーク機能を発揮することによって地域共生社会の実現に資する「包括的な相談支援体制」及び「住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制」を構築・維持する役割を果たすことが期待される。

### 地域共生社会の実現

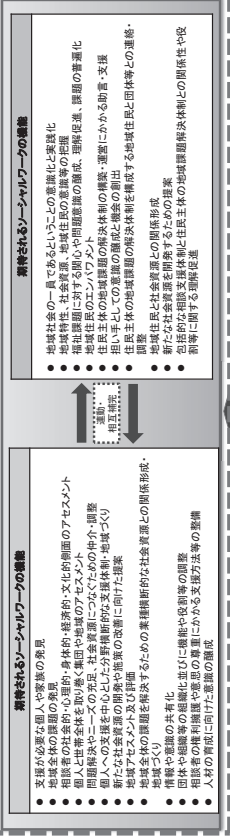
制度が対象としない生活課題への対応や複合的な課題を抱える世帯への対応等、多様化・複雑化するニーズへの対応や、全ての地域住民が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会

### 包括的な相談支援体制の構築

機能の発現による体制づくり

### 住民主体の地域課題解決体制の構築

機能の発現による体制づくり



### 社会福祉士に求められる知識・知能・技術（ソーシャルワークの価値・技術の統合的な発揮）

#### 社会福祉士資格取得（受験）

#### 社会福祉士の養成カリキュラム

※福祉人材確保専門委員会（第10回）資料をもとに、委員会での検討内容を整理したもの。

## 社会福祉士養成課程の教育内容等の見直し（主な事項）

### 1 養成カリキュラムの内容の充実

#### ○ 地域共生社会に関する科目の創設【地域福祉と包括的支援体制（60時間）】

⇒ 地域共生社会の実現に向けて求められる社会福祉士が担うべき役割を理解し、多機関の協働による包括的な相談支援体制の仕組み等の知識を習得するための科目として「地域福祉と包括的支援体制」を創設する。

※現行の「地域福祉の理論と方法」と「福祉行政の理論と方法」を基礎として教育内容を整理し、

#### ○ ソーシャルワーク機能を学ぶ科目の再構築

⇒ ソーシャルワーク機能の実践能力を有する社会福祉士を養成するため、「講義・演習・実習」一連の学習循環を作るとともに、ソーシャルワークの専門職である社会福祉士と精神保健福祉士の養成課程において共通して学ぶべき内容（共通科目）と、社会福祉士として専門的に学ぶべき実習科目のうち、共通科目となる「ソーシャルワーク演習」については、精神保健福祉士養成課程との合同授業を可能とする。

実習演習科目のうち、共通科目については「ソーシャルワーク演習」については、既に合同授業は認められている。

現行科目	時間数	見直し後の科目	時間数
⑥相談援助の基礎と専門職	60	⑥ソーシャルワークの基礎と専門職	30
⑦相談援助の理論と方法	120	⑦ソーシャルワークの基礎と専門職(専門)	30
⑧相談援助演習	150	⑧ソーシャルワークの理論と方法(専門)	60
⑨相談援助演習	180	⑨ソーシャルワーク演習	30
		⑩ソーシャルワーク演習(専門)	120
		⑪ソーシャルワーク実習	240

※講義の科目については、既に合同授業は認められている。

#### ○ 司法領域に関する教育内容の見直し及び時間配分の確保【刑事司法と福祉（90時間）】

⇒ 司法と福祉の更なる連携を促進し、司法領域において社会福祉士が求められる役割を果たすことができるよう、現行の「更生保護」を基礎として教育内容の見直しを行うとともに、時間数を拡充し、社会福祉士と精神保健福祉士の共通科目として刑事司法と福祉を創設する。

現行科目	時間数	見直し後の科目	時間数
⑫更生保護演習制度	15	⑫刑事司法と福祉	30



### 1 養成カリキュラムの内容の充実

○ **社会福祉に関する特設科目、基礎科目の必修化**  
 ⇒ 社会福祉士として求められる知識等を適切に学ぶ観点から、複数の科目のうち1科目を履修することとしている。現在の仕組み(※)を見直し、全ての科目の履修を必修化する。

### 2 実習及び演習の充実

○ **ソーシャルワーク機能を学ぶ科目の充実【ソーシャルワーク演習(30時間)】** 【**ソーシャルワーク演習(専門)(120時間)**】(専修)  
 ⇒ ソーシャルワーク機能の実践能力を有する社会福祉士を養成するため、講義で学習した知識や技術を総合し具体的な事例を用いて実践的に基礎的なソーシャルワーク機能を習得する演習科目において、ソーシャルワークの専門職である社会福祉士と精神保健福祉士の養成課程において共通して学ぶべき内容(共通科目)と、社会福祉士として専門的に学ぶべき内容が明確になるよう、科目を再構築する。実習演習科目のうち、共通科目となる「ソーシャルワーク演習」については、精神保健福祉士養成課程との合同授業を可能とする。

設けられる科目	時間数	履修後の科目	時間数
②相隣援助演習	150	⑦ソーシャルワーク演習	30
		⑧ソーシャルワーク演習(専門)	120

○ **ソーシャルワーク機能の実践能力を有する者(履修中の者を含む)が、社会福祉士の養成課程において実習科目において、地域における多様な福祉ニーズや多職種・多機関協働、社会資源の開発等の実践を学ぶことが出来るよう、実習の時間数を拡充し、2以上の実習施設で実習を行うこととする。**

設けられる科目	時間数	履修後の科目	時間数
②相隣援助演習	180	⑧ソーシャルワーク実習	240

○ **実習時間の免除の充実**  
 ⇒ 福祉の専門職である介護福祉士、精神保健福祉士の資格を有する者(履修中の者を含む)が、社会福祉士の養成課程において実習を行う場合、社会福祉士の資格を取得することを希望する者の履修の経路を図るため、60時間を上限に実習を免除する。  
 ※社会福祉士の資格を有する者が、介護福祉士又は精神保健福祉士の取得を希望する場合は、既に実習時間の免除が行われている。

### 3 実習施設の範囲の見直し

○ **実習施設の範囲の拡充**  
 ⇒ 実習を行う施設について、社会福祉士国家試験の受験資格に係る実務経験として認められる施設等の範囲と同等にすると共に、法人が独自に実施する事業等の場においても実習を行うことと地域における多様な福祉ニーズを学べるよう、実習施設の範囲を拡充する。  
 【新たに実習施設の範囲に含まれる施設等の例】  
 都道府県社会福祉協議会、教育機関(スクールソーシャルワーカー)、地域生活定住支援センター等

### 4 共通科目の充実

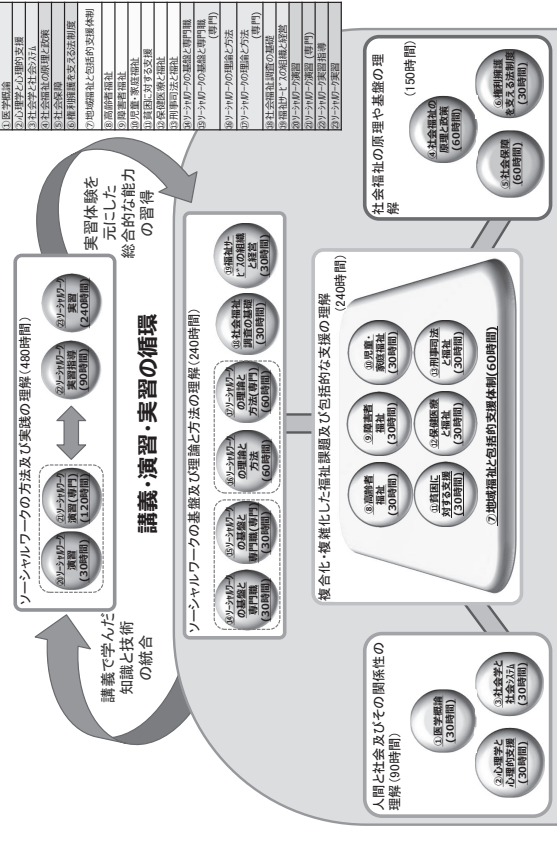
○ **精神保健福祉士養成課程の教育内容との共通科目の充実**  
 ⇒ ソーシャルワークの専門職である社会福祉士と精神保健福祉士の養成課程において、相互に資格を取得することを希望する者の負担の軽減を図るため、それぞれの専門性に留意しつつ、共通となる科目数・時間数を拡充する。

【共通科目の見直し】	現在の共通科目	時間数	見直し後の共通科目	時間数
① 1人の発達と機能及び疾病	30	① 発達心理学	30	
② 心理学理論と心理的支援	30	② 心理学と心理的支援	30	
③ 社会理論と社会システム	30	③ 社会学と社会システム	30	
④ 現代社会と福祉	60	④ 地域福祉の原理と政策	60	
⑤ 地域福祉の理論と方法	60	⑤ 地域福祉と包括的支援体制	60	
⑥ 福祉行政と福祉計画	30	⑥ 社会政策	30	
⑦ 社会福祉	30	⑦ 障害者福祉	30	
⑧ 福祉サービス	30	⑧ 権利擁護を支える法制度	30	
⑨ 福祉サービスに対する支援と障害者自立支援制度	30	⑨ 社会福祉施設等の基礎	30	
⑩ 福祉サービスに対する支援と生活保護	30	⑩ ソーシャルワークの基礎と専門職	30	
⑪ 福祉サービスに対する支援と生活保護	30	⑪ ソーシャルワークの理論と方法	30	
⑫ 権利擁護サービス	30	⑫ 専門法と福祉	30	
⑬ 権利擁護と成年後見制度	30	⑬ ソーシャルワーク演習	30	
合計	420	合計	510	

## 社会福祉士養成課程の教育内容等の見直しに関するスケジュール

	令和2年度 (2019年度)	令和3年度 (2020年度)	令和4年度 (2021年度)	令和5年度 (2022年度)	令和6年度 (2023年度)	令和7年度 (2024年度)	令和8年度 (2025年度)
社会福祉士国家試験	第32回 (令和2年2月実施)	第33回 (令和3年2月実施)	第34回 (令和4年2月実施)	第35回 (令和5年2月実施)	第36回 (令和6年2月実施)	第37回 (令和7年2月実施)	第38回 (令和8年2月実施)
福祉系次大学等 [4年]			令和3年度 新入学生 教育内容				
福祉系短大等 [3年] 十相隣援助実務経験 [1年]	令和2年度 改定 PL2.0		令和3年度 新入学生 教育内容				
福祉系短大等 [2年] 十相隣援助実務経験 [2年]			令和3年度 新入学生 教育内容				
一般養成施設 [1年] (短期一般)						令和6年度 新入学生 教育内容	

## 見直し後の社会福祉士養成課程の全体像



## 社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しに係るQ&A(抄)

### 「ソーシャルワーク」に変更する理由

【問】科目名や教育に含むべき事項等で使用している「相談援助」という表現を「ソーシャルワーク」に変更する理由如何。

【答】

1. 現在、科目名として「相談援助」を使用する場合、科目を読み替える場合ととして「ソーシャルワーク」を使用しており、社会福祉士を養成している教育現場等においても、広く「ソーシャルワーク」という表現が使用されていると認識している。
2. また、「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」(平成30年3月27日社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会報告書。以下「報告書」といふ。)において「相談援助」に代えて「ソーシャルワーク」という表現を用いて、今後の社会福祉士のあり方を提示していることから、今回の見直しにおいて、科目の名称に「ソーシャルワーク」という表現を用いることとした。

### 実習時間数を増加する理由

【問】実習時間数を増加する理由如何。学生や教員の負担が増加するのではないか。

【答】

1. 実習に関しては、報告書の提言を踏まえ、**地域における多様な福祉ニーズや多職種・多機関協働、社会資源の開発等の要請を学ぶ**ことができるよう、今回の見直しにおいて、実習の教育内容を見直すとともに、**実習時間数を180時間から240時間に拡充**することとした。
2. 一方で、現行の一般養成施設の総時間数である1200時間を超えないよう、科目全体で調整を行うことで講義時間数を減し、学生や教員の負担が大幅に増加しないよう、配属したものである。
3. なお、今回拡充される60時間の実習については、多くの養成施設等において1日の実習時間数を7.5時間としている現状を鑑み、**実日数にして8日、期間にして2週間程度の増加**になると見込んでいる。

## 社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しに係るQ&A(抄)

### 「ソーシャルワーク実習」の実施例

【問】「ソーシャルワーク実習(240時間)」はどのように実施されるのか。

【答】以下のような実施例が想定される。

実施例1 施設・事業所の機能別による(対象が異なる)実習の例

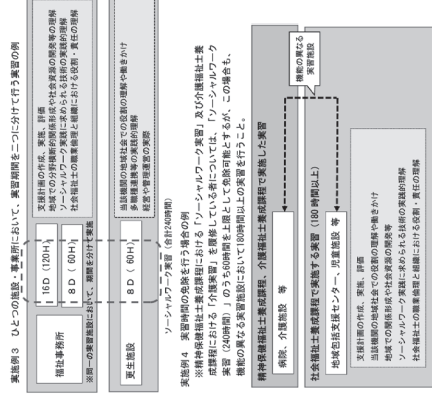
区分	施設・事業所	実習時間	実習内容
区分1	1 8D (80H)	1 8D (120H)	1 基本的なコミュニケーションや円滑な人間関係の形成 利用者等との信頼関係の形成 居宅や介護施設の実習
区分2	2 4D (80H)	2 4D (80H)	2 支援体制の構築、実施、評価 多職種連携の体制的構築 分科での分科制実習体制の形成 分科制実習体制の構築 ソーシャルワーク実践に求められる能力の養成

ソーシャルワーク実習(合計240時間)

実施例2 主たる対象が同じであるが、施設・事業所の機能が異なる実習の例

区分	施設・事業所	実習時間	実習内容
区分1	1 4D (80H)	1 4D (80H)	1 基本的なコミュニケーションや円滑な人間関係の形成 当該施設の地域社会での役割の理解や働きかけ
区分2	2 4D (80H)	2 4D (80H)	2 利用者等との信頼関係の形成 支援体制の構築、実施、評価 多職種連携の体制的構築 分科での分科制実習体制の形成 分科制実習体制の構築 ソーシャルワーク実践に求められる能力の養成
区分3	3 4D (80H)	3 4D (80H)	3 多職種連携等の実践的構築 居宅や介護施設の実習

ソーシャルワーク実習(合計240時間)



## 令和元年度社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しに伴う関係法令・通知等

### 関係法令・通知等の一部改正

○令和元年度社会福祉士養成課程における教育内容の見直しに伴い、以下の12の関係法令・通知等において一部改正を行った。

- ・社会福祉士法(第14条第1項第2号)
- ・社会福祉士法施行規則(第14条第1項第2号)
- ・社会福祉士法施行令(第14条第1項第2号)
- ・社会福祉士法施行令(第14条第1項第2号)
- ・社会福祉士法施行令(第14条第1項第2号)
- ・社会福祉士法施行令(第14条第1項第2号)
- ・社会福祉士法施行令(第14条第1項第2号)
- ・社会福祉士法施行令(第14条第1項第2号)
- ・社会福祉士法施行令(第14条第1項第2号)
- ・社会福祉士法施行令(第14条第1項第2号)
- ・社会福祉士法施行令(第14条第1項第2号)
- ・社会福祉士法施行令(第14条第1項第2号)

### 実習、実習施設の一部改正

○実習に関しては、省令や告示において、実習時間数の拡充、機能の異なる2か所以上の実習施設での実習の実施、介護福祉士・精神保健福祉士の資格を有する者(履修中の者含む)が実習を行う際の時間数の一部免除等を定めている。

- 10 実習に用いる事業所は、相談援助業務の一連の過程を経験的かつ集中的に学習することができるよう、10の実習時間において60時間以上行うことを基本とすること。
- 11 ソーシャルワーク実習は、機能の異なる20所以上の養成施設で実施すること。
- 12 180時間以上の実習を行う機関(事業所)においては、相談援助業務の一連の過程の学習に加え、複数の機関・事業所や地域との関係性を求めた包括的な支援について学習すること。
- 13 社会福祉士養成課程における相談援助実習を行う実習施設等の範囲について
- 14 「指定知識等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る業務の業務の範囲等について」別添1の2において掲げる施設(上記1から13まで及び実習時間等告示において定める施設)を指す。

## 社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しに係るQ&A(抄)

### 実習要件の見直し

【問】実習要件を見直す理由如何。

【答】

1. 現行の実習を行う場合の要件の一つとして、「相談援助業務の一連の過程を網羅的かつ集中的に学習できる」よう、1の実習施設において120時間以上行うことを基本とすることと定めているところである。
2. 今回の見直しでは、単に実習時間数を拡充するだけでなく、**①地域における多様な福祉ニーズ等の要請を鑑み、実習施設において学ぶことができるように「機能」が異なる2以上の実習施設を行うこと、**  
**②「ソーシャルワークの一連の過程や総合的かつ包括的な支援の実践を十分な期間を確保して学ぶことができるように」1の実習施設において180時間以上の実習を基本とすること**を実習要件とするとしている。

### 「機能が異なる実習施設」とは

【問】「機能が異なる実習施設」とはどのような施設や事業所を指すのか。

【答】

1. 「機能が異なる実習施設」とは、**①「病院と身体障害者福祉センター」、「社会福祉協議会と救護施設」のように、異なるサービスを提供している施設や事業所**  
**②「認知症グループホーム」と障害者グループホームのように、異なる対象に対してサービスを提供している施設や事業所**  
**③「特別養護老人ホーム」と地域包括支援センター、「児童養護施設と児童相談所」のように、主たる対象が同じであっても、提供されるサービス内容や地域の中で果たす機能が異なる施設や事業所**を指すものとする。
2. なお、同一法人が運営する施設や事業所であっても差し支えないものとする。

# 社会福祉士国家試験の今後の在り方について (報告書) 概要

～「地域共生社会」の実現を推進するソーシャルワーク専門職の拡充に向けて～

## 検討の背景

- 社会福祉士は、資格制創設時から、多様な実践分野において、社会・経済状況の変遷や人々の生活課題の変化に応じて、我が国における福祉の発展に大きく寄与してきました。 ※社会福祉士国家資格取得者：約26万人（令和3年12月末現在）
- 現在、我が国は、少子高齢化による人口の減少や、共同体機能の脆弱化といった、社会の存続の危機に直結する大きな課題を抱えており、社会福祉士には、その課題に応え、我が国の社会福祉の増進に寄与することが期待されている。
- 社会福祉士は、地域共生社会の実現を推進するソーシャルワーク専門職として、質的・量的側面において拡充を図り、社会の期待する水準に到達する必要があるため、社会福祉士国家試験が適正に運用される必要があり、令和3年6月に検討会を設置し、有識者による検討、関係団体等からの意見聴取を踏まえ、令和4年1月に報告書を取りまとめた。

## 提言の内容（見直しの方向性）

- 試験の基本的な性格、出題内容等について
  - 国家試験の基本的な性格について
    - 全体的に試験科目群で得点がある者を合格基準とすることについて、科目ごとの出題割合が変動される場合は、科目群の設定を見直す
    - 国家試験の合格基準等が正しく認識されるよう（※）、早急に合格発表の内容を見直す ※福祉系大学等の合格率が5割程度で推移
  - 試験科目群の構成について
    - 試験科目群の構成を充実
    - 試験科目群の構成を充実
    - 試験科目群の構成を充実
  - 試験科目群の構成について
    - 試験科目群の構成を充実
    - 試験科目群の構成を充実
    - 試験科目群の構成を充実
- 試験日程及び試験時間について
  - 現行の試験日程は維持
  - 科目群ごとの出題割合を調整
  - 科目群ごとの出題割合を調整
  - 科目群ごとの出題割合を調整
- 合格基準について
  - 合格基準を60%程度で維持
  - 合格基準を60%程度で維持
  - 合格基準を60%程度で維持

## 今後の社会福祉士国家試験の実施について

令和4年4月25日社発選0425第1号公益財団法人社会福祉振興・試験センター理事長あて  
厚生労働省社会・援護局長通知

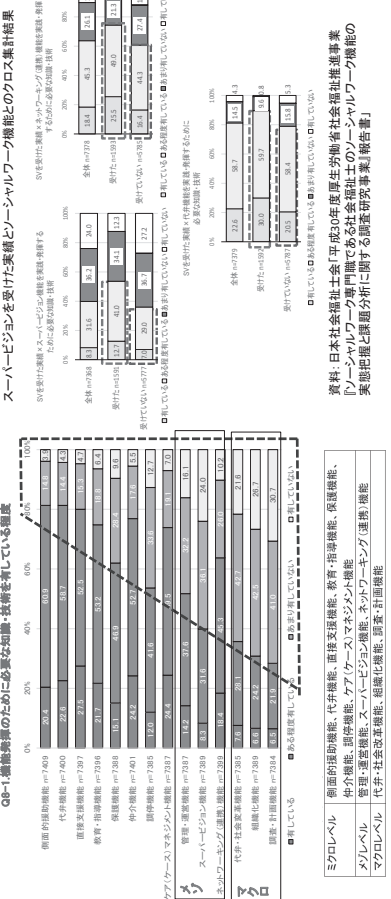
厚生労働省においては、令和3年6月に、「社会福祉士国家試験の在り方に関する検討会」を設置し、第37回（令和6年度）社会福祉士国家試験から新たな社会福祉士養成課程の教育内容に対応した出題内容とし、社会福祉士として必要な知識及び技能を有する者が適正に評価できるように、社会福祉士国家試験の在り方について有識者による検討、関係団体及び自治体関係者からの意見聴取を踏まえ、提言の内容を整理し、令和4年1月に報告書を取りまとめたこと。

本報告書では、  
・「この提言を踏まえ、厚生労働省並びに指定試験機関である公益財団法人社会福祉振興・試験センターにおいて、社会福祉士国家試験の質を一層高めていくため、出題内容や実施方法等の見直しを行うことが必要である。」  
・「社会福祉士が、地域共生社会の実現を推進するソーシャルワーク専門職として、質的・量的側面において拡充を図り、社会の期待に応え信頼される資格であるためには、社会福祉士国家試験が適正に運用される必要があることから、本検討会の提言を真摯に受けとめ、必要な見直しが行われることを期待したい。」とされている。

ついで、本報告書を踏まえ、令和6年度より行われる国家試験に向けて適切に対応することとともに、地域共生社会の実現を推進するため、社会福祉士の質的・量的拡充に向けて早期に対応を図る観点から、令和4、5年度の国家試験においても、本報告書の内容を考慮し、段階的な移行に努めていただくようお願いする。

## スーパージョンの実績とソーシャルワーク機能（ミクロ・メソ・マクロ）の関連

- 平成30年度に日本社会福祉士会により行われた調査結果によると、ソーシャルワーク機能の発揮のために必要な知識・技術を有する程度は、ミクロレベルが5～8割程度であるのに対し、メソレベルは4～6割程度、マクロレベルは3～4割程度に留まる。
- 一方で、過去1年間にスーパージョンを受けた実績がある場合、受けていない場合よりも、メソ・マクロレベルに分類されるソーシャルワーク機能に関しても、必要な知識・技術を有する傾向があることが指摘された。



# 社会福祉士国家試験の在り方に関する検討会』報告書を踏まえた

## 今後の社会福祉士国家試験の実施について

令和4年4月25日社発選0425第1号公益財団法人社会福祉振興・試験センター理事長あて  
厚生労働省社会・援護局長通知

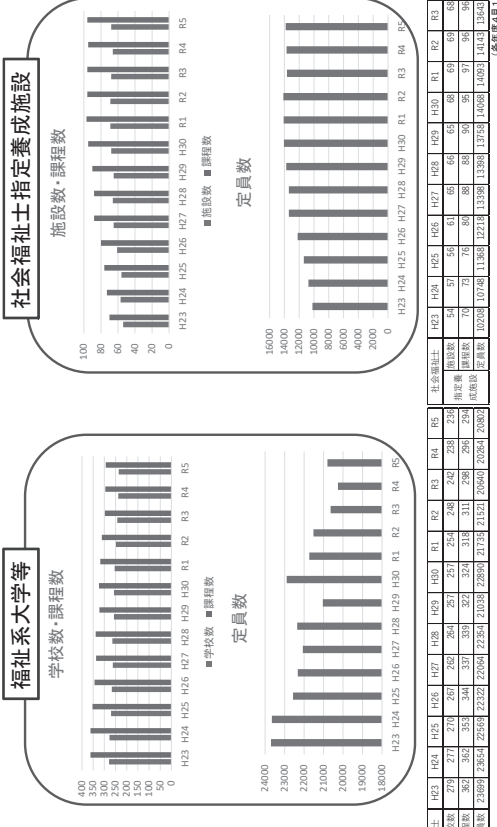
厚生労働省においては、令和3年6月に、「社会福祉士国家試験の在り方に関する検討会」を設置し、第37回（令和6年度）社会福祉士国家試験から新たな社会福祉士養成課程の教育内容に対応した出題内容とし、社会福祉士として必要な知識及び技能を有する者が適正に評価できるように、社会福祉士国家試験の在り方について有識者による検討、関係団体及び自治体関係者からの意見聴取を踏まえ、提言の内容を整理し、令和4年1月に報告書を取りまとめたこと。

本報告書では、  
・「この提言を踏まえ、厚生労働省並びに指定試験機関である公益財団法人社会福祉振興・試験センターにおいて、社会福祉士国家試験の質を一層高めていくため、出題内容や実施方法等の見直しを行うことが必要である。」  
・「社会福祉士が、地域共生社会の実現を推進するソーシャルワーク専門職として、質的・量的側面において拡充を図り、社会の期待に応え信頼される資格であるためには、社会福祉士国家試験が適正に運用される必要があることから、本検討会の提言を真摯に受けとめ、必要な見直しが行われることを期待したい。」とされている。

ついで、本報告書を踏まえ、令和6年度より行われる国家試験に向けて適切に対応することとともに、地域共生社会の実現を推進するため、社会福祉士の質的・量的拡充に向けて早期に対応を図る観点から、令和4、5年度の国家試験においても、本報告書の内容を考慮し、段階的な移行に努めていただくようお願いする。

## 福祉系大学等・社会福祉士指定養成施設の推移

○平成23年度～令和5年度までの13年間で、福祉系大学等及び社会福祉士指定養成施設における、学校数・課程数、定員数の推移を測ったところ、社会福祉士指定養成施設は平成27年度以降ほぼ横ばいであった一方、福祉系大学等は、平成23年度より減少傾向が見られている。



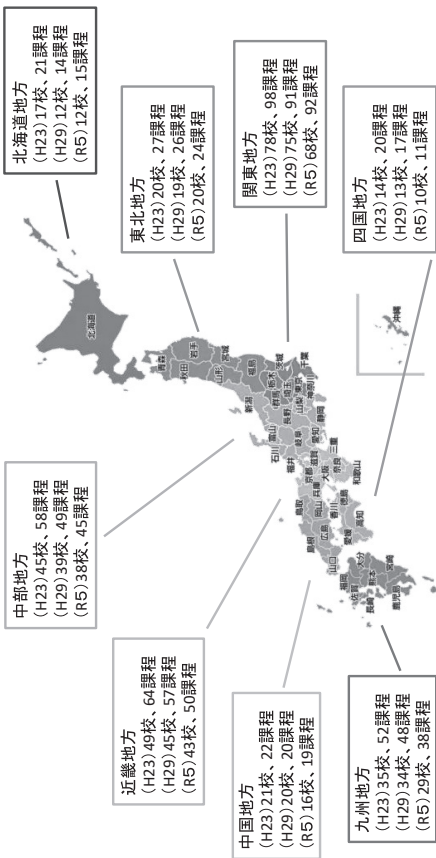
(令和5年4月1日時点)

資料：日本社会福祉士会「平成30年度厚生労働省社会福祉推進事業（ソーシャルワーク専門職）における社会福祉士のソーシャルワーク機能の実態把握と課題分析に関する調査研究事業（報告書）」



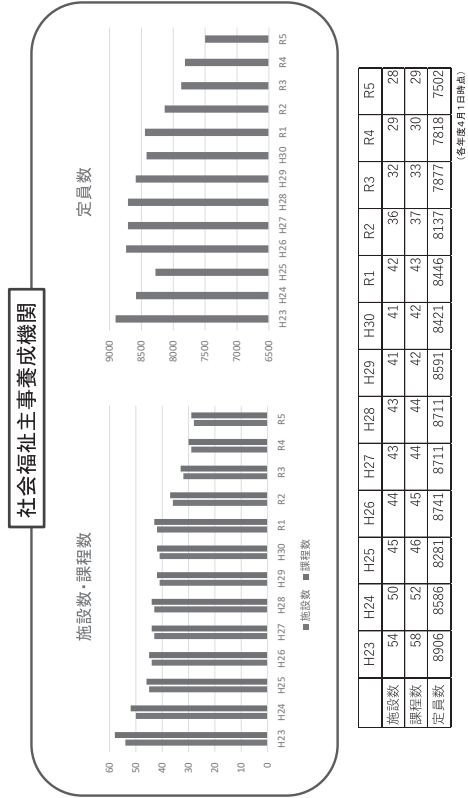
## 福祉系大学等の地方区分別の推移 (平成23年度・平成29年度・令和5年度)

○平成29年度、平成29年度、令和5年度における、福祉系大学等の学校数・課程数を地方区分別にみると、東北地方がほぼ横ばいであることを除き、全国の各地方で減少傾向が見られる。



## 社会福祉主事養成機関の推移

○平成23年度～令和5年度までの13年間での、社会福祉主事養成機関における、施設数・課程数、定員数の推移を測ったところ、平成26年度より概ね減少傾向が見られている。



## 社会福祉士国家試験 資格取得ルート別受験者数・合格者数・合格率

試験区分	受験者数				合格者数				合格率			
	23年度	24年度	25年度	26年度	23年度	24年度	25年度	26年度	23年度	24年度	25年度	26年度
1級	1,234	1,187	1,142	1,098	156	152	148	144	12.7%	12.8%	13.0%	13.1%
2級	2,345	2,298	2,251	2,204	287	283	279	275	12.3%	12.3%	12.4%	12.5%
3級	3,456	3,409	3,362	3,315	421	417	413	409	12.2%	12.2%	12.3%	12.4%
4級	4,567	4,520	4,473	4,426	556	552	548	544	12.2%	12.2%	12.3%	12.4%
5級	5,678	5,631	5,584	5,537	701	697	693	689	12.3%	12.3%	12.4%	12.5%
6級	6,789	6,742	6,695	6,648	836	832	828	824	12.3%	12.3%	12.4%	12.5%
7級	7,890	7,843	7,796	7,749	971	967	963	959	12.3%	12.3%	12.4%	12.5%
8級	8,901	8,854	8,807	8,760	1,106	1,102	1,098	1,094	12.4%	12.4%	12.5%	12.6%
9級	9,012	8,965	8,918	8,871	1,121	1,117	1,113	1,109	12.4%	12.4%	12.5%	12.6%
10級	10,123	10,076	10,029	9,982	1,256	1,252	1,248	1,244	12.4%	12.4%	12.5%	12.6%
11級	11,234	11,187	11,140	11,093	1,391	1,387	1,383	1,379	12.4%	12.4%	12.5%	12.6%
12級	12,345	12,298	12,251	12,204	1,526	1,522	1,518	1,514	12.3%	12.3%	12.4%	12.5%
13級	13,456	13,409	13,362	13,315	1,661	1,657	1,653	1,649	12.3%	12.3%	12.4%	12.5%
14級	14,567	14,520	14,473	14,426	1,796	1,792	1,788	1,784	12.3%	12.3%	12.4%	12.5%
15級	15,678	15,631	15,584	15,537	1,931	1,927	1,923	1,919	12.3%	12.3%	12.4%	12.5%
16級	16,789	16,742	16,695	16,648	2,066	2,062	2,058	2,054	12.3%	12.3%	12.4%	12.5%
17級	17,890	17,843	17,796	17,749	2,201	2,197	2,193	2,189	12.3%	12.3%	12.4%	12.5%
18級	18,901	18,854	18,807	18,760	2,336	2,332	2,328	2,324	12.3%	12.3%	12.4%	12.5%
19級	19,012	18,965	18,918	18,871	2,471	2,467	2,463	2,459	12.4%	12.4%	12.5%	12.6%
20級	20,123	20,076	20,029	19,982	2,606	2,602	2,598	2,594	12.4%	12.4%	12.5%	12.6%
21級	21,234	21,187	21,140	21,093	2,741	2,737	2,733	2,729	12.4%	12.4%	12.5%	12.6%
22級	22,345	22,298	22,251	22,204	2,876	2,872	2,868	2,864	12.4%	12.4%	12.5%	12.6%
23級	23,456	23,409	23,362	23,315	3,011	2,997	2,983	2,969	12.4%	12.4%	12.5%	12.6%
24級	24,567	24,520	24,473	24,426	3,146	3,142	3,138	3,134	12.4%	12.4%	12.5%	12.6%
25級	25,678	25,631	25,584	25,537	3,281	3,277	3,273	3,269	12.4%	12.4%	12.5%	12.6%
26級	26,789	26,742	26,695	26,648	3,416	3,412	3,408	3,404	12.4%	12.4%	12.5%	12.6%
27級	27,890	27,843	27,796	27,749	3,551	3,547	3,543	3,539	12.4%	12.4%	12.5%	12.6%
28級	28,901	28,854	28,807	28,760	3,686	3,682	3,678	3,674	12.4%	12.4%	12.5%	12.6%
29級	29,012	28,965	28,918	28,871	3,821	3,817	3,813	3,809	12.4%	12.4%	12.5%	12.6%
30級	30,123	30,076	30,029	29,982	3,956	3,952	3,948	3,944	12.4%	12.4%	12.5%	12.6%

## 認定社会福祉士の概要

○認定社会福祉士は、多様化・複雑化する地域住民への社会的援助ニーズに社会福祉士が適切に対応するため、社会福祉士の能力開発とキャリアアップを支援し、その習得した実践力を認定する仕組みとして平成24年度に創設。 ※平成19年社会福祉士及び介護福祉士改正正時の参・衆附帯決議における指針事項を踏まえたもの。

	認定社会福祉士	認定上級社会福祉士
期待する活動内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>所属組織における相談援助部門のリーダー</li> <li>高齢者福祉、医療など、各分野の専門的な支援方法や制度に精通し、他職種と連携して、複雑な生活課題のある利用者に対して、的確な相談援助を實踐</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>所属組織とともに、地域(地域包括支援センター運営協議会、障害者自立支援協議会、要保護児童対策協議会等)で活動。</li> <li>関係機関と協働し、地域における権利擁護の仕組みづくりや新たなサービスを開発。</li> <li>体系的な理論と臨床経験に基づき人材を育成・指導。</li> </ul>
期待する役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>複数の課題のあるケースへの対応</li> <li>職場内のリーダーシップ、実習指導</li> <li>地域や外部機関との窓口・緊急対応、苦情対応</li> <li>他職種連携、職場内コーディネート等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指導・スーパーバイジョン</li> <li>苦情解決、リスクマネジメントなど組織のシステムづくり</li> <li>地域の機関間連携のシステムづくり、福祉政策形成への関与</li> <li>科学的根拠に基づく実践の指導、実践の検証や根拠の蓄積</li> </ul>
分野	高齢分野、障害分野、児童・家庭分野、医療分野、地域社会、多文化分野等	自らの分野における実証に加え、複数の分野にまたがる地域の課題について実証・連携・教育
認定要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>①社会福祉士資格</li> <li>②ソーシャルワーカーの職能団体の正会員</li> <li>③相談援助実務経験5年以上</li> <li>④定められた経験目標(経験すべき実務)の実績</li> <li>⑤認証された研修の受講 研修:20単位以上 スーパーバイジョンを受ける:10単位以上 ※更新制(5年)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①認定社会福祉士と認定されていること</li> <li>②ソーシャルワーカーの職能団体の正会員</li> <li>③認定社会福祉士資格取得後相談援助実務経験5年以上(資格取得後最低10年以上)</li> <li>④定められた経験目標(経験すべき実務)の実績</li> <li>⑤認証された研修の受講 研修:20単位以上 スーパーバイジョン 10単位以上(実施5単位、受ける5単位) ⑥教育・研究、社会活動の実績 ⑦口述試験、論文試験 ※更新制(5年)</li> </ul>
個人認定	上記要件を満たすことを「認定社会福祉士認証」認定機関が審査、合格者の登録は登録機関(日本社会福祉士会)に行う	

制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をもとに創っていく社会



「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに関するこれまでの経緯

- 平成27年9月 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(「新たな福祉サービスのシステム等」のあり方検討会)報告
  - 平成28年6月 「ニッポン一億総活躍プラン」(閣議決定)に「地域共生社会の実現が盛り込まれる」
  - 7月 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置
  - 10月 地域強化検討会(地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会)の設置
  - 12月 地域強化検討会 中間とりまとめ
  - 平成29年2月 「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業(平成29年度予算)
  - 「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定
  - 5月 社会福祉法改正案の可決・成立 → 6月 改正社会福祉法の公布  
※ 改正法の附則において、「公布後3年を自覚して、市町村における包括的な支援体制を整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定。
  - 9月 地域強化検討会 最終とりまとめ
  - 12月 「社会福祉法」に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針の策定・公表及び関連通知の発出
  - 平成30年4月 改正社会福祉法の施行
  - 令和元年5月 地域共生社会推進検討会(地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会)設置
  - 7月 地域共生社会推進検討会 中間とりまとめ
  - 12月 地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ
  - 令和2年3月 社会福祉法等改正法案(地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案)を提出
  - 6月 改正社会福祉法の可決・成立
- ※市町村における包括的な支援体制の構築に関する改正規定は令和3年4月施行

日本社会や国民生活の変化(前提の共有)

日本の福祉制度の変遷と現在の状況

- 日本の社会保険は、人生において典型的と考えられるリスクや課題を想定し、その解決を目的として、それぞれ現金給付や福祉サービス等を含む現物給付を行うという基本的なアプローチの下で、公的な保障の重要な拡大と質的な発展を実現してきた。
- これにより、生活保護やセーフティネットの機能は大きく復原し、社会福祉の分野では、生活保護、高齢者介護、障害福祉、児童福祉など、属性別や対象者のリスク別の制度が発展し、専門的支援が提供されるようになった。
- その一方で、個人や世帯が抱える生きざらやリスクが複雑化・多様化(社会的孤立、ダブルケア・いわゆる8050)している。これらの課題は、誰にでも起こりうる社会的なリスクと云えるが、個別性が極めて高く、対象者別の各制度の下での支援の実践において対応に苦慮している。

(共同体機能の脆弱化)

- 地域に「つながり」が弱くなり支え合いの力が低下するとともに、未消化に運行するなど支援機能が低下
- 経済構造の変化やグローバル化により、いわゆる日本型雇用慣行が大きく変化
- 血縁、地縁、社縁という、日本の社会保障制度の基盤となってきた「共同体」の機能の脆弱化

<人口減少による担い手の不足>

- 人口減少が本格化し、あらゆる分野で地域社会の担い手が減少しており、例えば、近年本籍地を定住する中で災害時の支援ニーズへの対応においても課題となるなど、地域社会の持続そのものへの懸念が生まれている
- 高齢者、障害者、生活困窮者などは、社会とのつながりや社会参加の機会に十分恵まれていない

- ◆ 一方、地域の実践では、多様なつながりや参加の機会、創出により、「第4の柱」が生まれている例がみられる

- ◆ 一方、地域の課題では、福祉の領域を超えて、農業や産業、住民自治などの様々な資源とつながることで、多様な社会参加と地域社会の持続の両方を旨とする取り組みがみられる

⇒ 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という従来の関係を超えて、地域や一人ひとりの人生の多様性を前提とし、人と人、人と社会がつながり支えあう取組が生まれやすいような環境を整える新たなアプローチが求められている。

地域共生社会の実現に向けた取組の検討経緯

平成29年社会福祉法改正

- 平成29年(2017年)の通常国会で成立した改正社会福祉法(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正)により、社会福祉法に「地域福祉推進の理念を規定するとともに、この理念の実現のために市町村が包括的な支援体制づくり(※)に努める旨を規定。」(法第106条の3)
- (※) 包括的な支援体制づくりの具体的な内容
  - ・ 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
  - ・ 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、情報の提供や助言等を行う体制の整備
  - ・ 支援関係機関が連携し、地域生活課題の解決に資する支援を一体的に行う体制の整備
- 同改正法の附則において、法律の公布後3年(令和2年)を目途として、市町村による包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。
- あわせて、包括的な支援体制づくりの具体的な内容をメニューとするモデル事業を平成28年度から実施

地域共生社会推進検討会における検討

- 平成29年の改正社会福祉法附則の規定やモデル事業の実施状況を踏まえ、包括的な支援体制の全国的な整備のための具体的な方策を検討するため、厚生労働省に「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会(地域共生社会推進検討会)」を令和元年5月に設置。
- 地域共生社会推進検討会は、令和元年12月に最終とりまとめを公表。
- <最終とりまとめで示された方向性>
  - 本人、世帯が有する複合的な課題(※)を包括的に受け止め、継続的な伴走支援を行うこと、適切に支援していくため、市町村による包括的な支援体制において以下の3つの支援を一体的に行う。
  - Ⅰ 断れない相談支援
  - Ⅱ 参加支援
  - Ⅲ 地域づくりに向けた支援
- (※) 一つ一つの世帯において複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)等

令和2年社会福祉法改正

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行うための「重要な支援体制整備事業」を創設し、その財政支援等を規定

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨
<p>地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の推進、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。</p> <p>※地域共生社会、高齢者・障害者など全ての人が地域、暮らし、住まいを共に創り、高めあうことができれば社会(平成29年6月2日閣議決定)</p>
改正の概要
<p><b>1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の推進</b> 【社会福祉法、介護保険法】</p> <p>市町村において、既存の包括的な支援体制を踏まえ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を設けるとともに、関係法の規定の整備を行う。</p>
<p><b>2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備の推進</b> 【介護保険法、老人福祉法】</p> <p>① 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。</p> <p>② 介護保険法第77条第1項第2号の地域支援事業における関連するサービスの利用の努力義務を規定する。</p> <p>③ 介護支援事業(支援)計画の作成に当たり、当該市町村の人口構造の変化の見通し、高齢者向け住居(高齢者老人ホーム、サービス付き高齢者向け住居)の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県、市町村間の情報連携の強化を行う。</p>
<p><b>3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進</b> 【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】</p> <p>① 介護保険レセプト等情報、要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めることができる。と規定する。</p> <p>② 医療保険レセプト情報等のデータベース(NDB)や介護保険レセプト情報等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会福祉院診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供することができる。と規定する。</p> <p>③ 社会福祉院診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。</p>
<p><b>4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化</b> 【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】</p> <p>① 介護保険事業(支援)計画に記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。</p> <p>② 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。</p> <p>③ 介護福祉士養成施設卒業生への国家試験業務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。</p>
<p><b>5. 社会福祉連携推進法人制度の創設</b> 【社会福祉法】</p> <p>社会福祉事業に取り組み、社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。</p>
施行期日
<p>令和3年4月1日(ただし、②及び⑤は公布の日から2年を超えない範囲の政令で定める日、③及び④は公布日)</p>

重層的支援体制整備事業とは(社会福祉法第106条の4第2項)

重層的支援体制整備事業とは、以下の表に掲げる事業を一体的に実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業

	機能	既存制度の対象事業等
第1号	相談支援	【介護】 地域包括支援センターの運営 【障害】 障害者相談支援事業 【子ども】 利用者支援事業 【障害】 自立相談支援事業
第2号	参加支援	【新】 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない期間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供
第3号	地域づくりに向けた支援	【介護】 一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの(地域介護予防活動支援事業) 【介護】 生活支援体制整備事業 【障害】 地域活動支援センター事業 【子ども】 地域子育て支援拠点事業 【障害】 生活困難者の地域づくり事業
第4号	アウトリーチ等を通じた継続的支援 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	【新】
第5号	多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	【新】
第6号	支援プランの作成(※)	【新】

(※) 支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議 (令和2年5月22日 衆議院厚生労働委員会)

- 参考
- 一 重層的支援体制整備事業が、より多くの市町村において円滑に実施されるよう、同事業を実施しない市町村に対し、計画の策定、支援会議の設置及び同事業の実施の準備について、必要な助言、研修等を通じた人材育成その他の援助を行うよう努めること。また、市町村における同事業の実施状況によっては、できる限り速やかに必要な見直しに向けた検討を開始すること。
  - 二 より多くの市町村において支援会議が組織されるよう、その役割や重要性について周知を図るとともに、効果的な運営方法に関するガイドラインを作成するなど必要な支援を行うこと。また、支援会議に関する守秘義務の規定については、支援会議において知り得た全ての事項が含まれるものであることとの周知を徹底すること。
  - 三 重層的支援体制整備事業の実施に要する費用に充てるための交付金については、同事業が、既存の介護、障害、子ども、生活困難の制度ごとに分かれている相談支援等の事業のほか、伴走支援や多機関協働といった新しい機能を持つものであることを踏まえ、必要な予算の確保に努めること。とりわけ、裁量的経費についても事業を安定的に運営することができるよう、必要な予算の確保に努めること。
- 四～九 (略)
- 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議 (令和2年6月4日 参議院厚生労働委員会)
- 一、重層的支援体制整備事業について、同事業が介護、障害、子ども及び生活困難の相談支援等に加え、伴走支援、多機関協働、アウトリーチ支援等の新たな機能を担うことを踏まえ、同事業がより多くの市町村において円滑に実施されるよう、裁量的経費を含めて必要な予算を安定的に確保するとともに、既存の各種事業の継続的な相談支援の実施に十分留意し、その実施体制や専門性の確保、向上に向けた施策を含め、市町村への一層の支援を行うこと。また、同事業を要請するに当たっては、社会福祉士や精神保健福祉士が活用されるよう努めること。
- 二～六 (略)

包括的な支援体制の整備と重層的支援体制整備事業の位置づけ

(社会福祉法第106条の3) (改訂)社会福祉法第106条の4

